

令和5年度事業状況報告書

東京都千代田区霞が関1丁目1番3号
公益財団法人日弁連交通事故相談センター
理事長 小林元治

1 事業関係

(1) 事故相談

国土交通省からの事故相談事業に対する補助金400,000,000円により、本部及び全国54支部155相談所において交通事故による損害賠償に関する無料法律相談を実施した。

相談取扱件数	38,538件
うち面接相談	14,149件
うち電話相談	24,389件

(2) 示談あっ旋

本部及び東京、横浜、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、静岡、沼津、浜松、山梨、長野、新潟、大阪、京都、奈良、神戸、滋賀、和歌山、名古屋、三重、岐阜、富山、福井、広島、岡山、山口、福岡、北九州、佐賀、大分、熊本、鹿児島、那覇、仙台、山形、岩手、札幌、高松、高知、愛媛の各支部の計42か所において示談あっ旋を実施した。

申出受理件数	789件
あっ旋延べ回数	1,394回
成立件数	685件

(成立率 87.37%)

(平均開催件数1.53回)

① 国庫補助金事業

自動車事故による人身賠償事案についての国庫補助金を資金とする示談あっ旋で、国土交通省からの示談あっ旋事業に対する補助金128,000,000円により示談あっ旋を行った。

申出受理件数	586件
あっ旋延べ回数	884回

② 民間補助金事業

ア S A P 物損事故示談あっ旋

(一社)日本損害保険協会からの補助金により、自家用自動車総合保険(S A P)に関する物損事故の示談あっ旋を実施した。

申出受理件数	41件
あっ旋延べ回数	82回

イ 全労済関係示談あっ旋・審査

全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）からの補助金により、同共済に加入している車両の交通事故に関する示談あっ旋及び審査を実施した。

(ア) 示談あっ旋

申出受理件数 39件

あっ旋延べ回数 64回

(イ) 審査

申出受理件数 6件

審査回数 5回

ウ 教職員共済関係示談あっ旋・審査

教職員共済生活協同組合（教職員共済）からの補助金により、同組合に加入している車両の交通事故に関する示談あっ旋及び審査を実施した。

(ア) 示談あっ旋

申出受理件数 3件

あっ旋延回数 6回

(イ) 審査

申出受理件数 1件

審査回数 2回

エ J A共済連関係示談あっ旋・審査

全国共済農業協同組合連合会（J A共済連）からの補助金により、同組合に加入している車両の交通事故に関する示談あっ旋及び審査を実施した。

(ア) 示談あっ旋

申出受理件数 92件

あっ旋延回数 155回

(イ) 審査

申出受理件数 4件

審査回数 12回

オ 自治協会・町村生協関係示談あっ旋・審査

全国自治協会・全国町村職員生活協同組合（自治協会・町村生協）からの補助金により、同協会・組合に加入している車両の交通事故に関する示談あっ旋を実施した。

なお、本年度は、審査の申出及び審査はなされなかった。

(ア) 示談あっ旋

申出受理件数 1件

あっ旋延回数 3回

カ 都市生協関係示談あっ旋・審査

生活協同組合全国都市職員災害共済会（都市生協）からの補助金により、同共済会に加入している車両の交通事故に関する示談あっ旋を実施した。

(ア) 示談あっ旋

申出受理件数 2件

あつ旋延回数 4回

キ 市有物件災害共済会関係示談あつ旋・審査

全国市有物件災害共済会（市有物件共済会）からの補助金により、同共済会に加入している車両の交通事故に関する示談あつ旋を実施した。

なお、本年度は審査の申出はなされなかった。

(ア) 示談あつ旋

申出受理件数 2件

あつ旋延回数 4回

ク 自治労共済関係示談あつ旋・審査

全日本自治体労働者共済生活協同組合（自治労共済）からの補助金により運営される示談あつ旋及び審査について、本年度は、それぞれの申出はなされなかった。

ケ 交協連共済関係示談あつ旋・審査

全国トラック交通共済協同組合連合会（交協連共済）からの補助金により、同共済会に加入している車両の交通事故に関する示談あつ旋及び審査を実施した。

(ア) 示談あつ旋

申出受理件数 8件

あつ旋延回数 10回

(イ) 審査

申出受理件数 0件

審査回数 1回

コ 全自共共済関係示談あつ旋・審査

全国自動車共済協同組合連合会（全自共等共済）からの補助金により、同共済会に加入している車両の交通事故に関する示談あつ旋を実施した。

(ア) 示談あつ旋

申出受理件数 15件

あつ旋延回数 22回

(3) 電話相談

国土交通省からの交通事故電話相談事業（夜間電話相談）に対する補助金20,000,000円により、本部、新潟県、愛知県、大阪、和歌山県、広島県及び福岡県の7相談所において、毎週月・水曜日の午後7時まで、交通事故による損害賠償に関する夜間電話相談を実施した。

相談所開所延日数 150日

相談取扱件数 1,626件

(4) 相談員等研修会

国土交通省からの相談員等研修事業に対する補助金2,000,000円により、相談員等研修会を、21支部（対面13か所、ズーム8か所）で実施した。

(5) 高次脳機能障害相談（研修会を含む）

国土交通省からの高次脳機能障害相談事業及び高次脳機能障害研修会に対する補助金20,000,000円により、本部、札幌、神奈川県、千葉県、愛知県、大阪、京都及び福岡県の8か所において、交通事故による高次脳機能障害相談を実施したところ、57件の相談があった。

高次脳機能障害研修会は、令和5年6月9日に対面で109名の参加を得て、東京において開催された。

(6) 行政事業レビュー公開プロセスへの対応

国の全事業を対象として各府省が毎年行う行政事業レビューにおいて、当センターは、平成30年度に、有識者の公開討論に付される公開プロセスの案件に選定され、「事業全体の抜本的改善を求める」と結論された。それ以降、事業の改善のための課題に取り組んでいるところ、令和5年度の主な取組は以下のとおりである。

① ホームページの充実

当センターへのアクセスを容易にすることで、定期的に更新作業を行い、令和5年度においては、ホームページ掲載の情報を適宜更新し、交通事故事例集を作成した。スマホ画面に対応し、0120をすぐにタップできるように工夫をして、アクセス数の過去最高につながった。

② ネット予約システムの導入

当センター利用者の利便性を向上させるため、常時相談を受け付けることができるよう面接相談予約をネットで行うことができるシステムの導入に取り組んでおり、同4年度から運用を開始した。

③ 0120の通話料無料の電話相談の導入

令和4年度より、当センター利用者の利便性及び相談件数を向上させるため、これまで、通話料有料のナビダイヤル0570から、通話料無料のフリーダイヤル0120番号に変更し、実施した。

④ 夜間電話相談の実施

電話相談業を夜間電話相談に切り替えて、週2回月・水曜日の午後7時まで相談時間を延長した（第5週・祝日は除く）。

⑤ 日弁連ライブ実務研修との役割分担

当センターが行う相談員向けの研修につき、国でなければ対応できない分野に特化し弁護士会の研修会と役割分担をすべきとの公開プロセスでの意見を踏まえて、日本弁護士連合会（日弁連）と協議・調整の上、日弁連のライブ実務研修の一コマを担当することになった。

令和5年は12月25日に、「慰謝料算定基準による慰謝料額算定方法と裁判例の傾向」と題する基礎的な研修を、527名の受講者の参加のもとに行った。

(7) 研修会の講師担当・派遣等

① 交通事故相談員中央研修会（初任者コース）

(8) 広報

① 支部の実情に応じた広報活動

支部において、新聞、市民だより等への広告掲出、地下鉄や運転免許センターに設置された電照広告による広告、支部独自のサイト開設、ラジオCM等、支部の実情に応じ工夫を凝らしながら広報活動を行った。

② リーフレットによる広報

本部において、リーフレットを作成し、全国の警察署、地方公共団体（市区町村）、全国立・私立大学、東証一部上場企業、法テラス、（公財）交通事故紛争処理センター、日本弁護士連合会と協定を締結している8共済、都内の高次脳機能障害支援に取り組む病院、都内の整形外科医院、保健所等に送付した。

③ ホームページによる広報

前記のとおり、ホームページを適宜更新し、活用した。

④ インターネットによる広報

令和3年2月より、Google広告においてリスティング広告を開始し、令和5年度中も一年を継続して実施している。

⑤ 交通事故相談ニュースの発行・配布

交通事故相談ニュースの第51号、52号を発行し、それぞれ弁護士及び関係団体、地方公共団体、マスコミ、裁判所などに配布した。

2 会議、行事等（主なもの）

- (1) 評議員会 1回（6月26日）
- (2) 理事会 2回（6月5日、令和6年3月11日）
- (3) 監事会 4回（5月30日、8月1日、10月31日、令和6年1月26日）
- (4) 事業運営委員会 5回（5月17日、7月18日、9月27日、11月7日、令和6年1月24日）
- (5) 研究研修委員会 5回（5月26日、7月25日、10月6日、12月14日、令和6年2月13日）
- (6) 高次脳機能障害研修会 6月9日
- (7) 本部研修会 7月14日
- (8) （公財）交通事故紛争処理センターとの事例研究会
3回（5月18日、9月14日、令和6年1月19日）

3 その他

(1) 会計監査人の監査

会計監査人による監査報告 令和5年5月30日

(2) 支部往査

長野県（令和6年2月16日）、札幌（同年2月19日）、佐賀県（同年2月21日）、山口県（同年2月22日）の4支部で支部往査を実施した。

(3) 出版

東京支部の編集にかかる「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準（令和6年版）」と、本部の編集にかかる「交通事故損害額算定基準（29訂版）」は、令和

6年2月9日（金）にそれぞれ刊行された。

(4) 附属明細書

令和5年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する事業報告の内容を補足する重要な事項はない。